

山形労発基 1001 第 7 号
平成 30 年 10 月 1 日

関係団体 各位

山形労働局長

労働災害の多発に伴う労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

労働行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 8 月末現在の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、全産業合計で 778 人と、前年同月比で 112 人 (+16.8%) 増加しており、過去 10 年間で最も多くなっています。この増加率を基に平成 30 年の死傷者数を推計すると 1,300 人を超えることになり誠に憂慮すべき状況にあります。

業種別では、前年同月比で、製造業のうち食料品製造業で 24 人 (+55.8%)、災害が増加傾向にある小売業が 35 人 (+46.7%) と著しく増加しております。また、災害防止の重点としている建設業でも 32 人 (+27.8%)、社会福祉施設も 13 人 (+21.0%) 増加しており、主要な業種のほぼ全てで増加しています。

また、事故の型別では、「転倒」による災害が全体の 36.6% を占め、特に、小売業においては、50.9% が「転倒」による災害となっています。また、製造業においては、従来から発生が多い「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」による災害が、建設業においては、同じく従来から発生が多い「墜落・転落」による災害が、前年同月比で増加し、3 割以上を占めています。

つきましては、第 13 次労働災害防止計画(2018 年度から 2022 年度)の目標達成に向けて、労働災害の増加に歯止めをかけるため、今後年末までの間、貴会員等に対し、別添の「災害多発に伴う緊急要請リーフレット」を活用して、下記の取組の徹底及び支援に努められますよう緊急に要請いたします。

記

- 1 経営トップが主導して、自主的な安全衛生管理活動の取組状況の点検を行い、必要な対策を講じること。
- 2 労働災害の動向に応じた以下の対策を講じること。
 - (1) 業種横断的に多発している「転倒」による災害の防止のため、事業場内の整理整頓の徹底に加え、転倒危険箇所（階段・段差箇所・勾配変化箇所等）の表示及び転倒危険箇所マップの作成などの「危険の見える化」を図ること。
（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の一層の取組の推進）

(2) 業種ごとの動向に応じた以下の対策を講じること。

① 建設業

「墜落・転落」による災害が全体の 30.6%を占めていることから、作業床端部や開口部への手すり等の設置及び手すり等を設置できない場合の安全帯の確実な使用など墜落・転落防止対策を徹底すること。

② 製造業

「はさまれ・巻き込まれ」による災害が全体の 23.0%を占めていることから、機械の回転部等への覆い等の確実な取付け、機械の清掃作業時の運転停止を確実に励行すること。また、設備機械等に対するリスクアセスメントの実施とそれに基づく措置の実施を確実に図ること。

③ 陸上貨物運送事業

荷主先での荷役作業中の災害が多く発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の徹底を図ること。

④ 第三次産業（主に、小売業・社会福祉施設）

「転倒」による災害が全体の半数以上（小売業で 50.9%・社会福祉施設で 62.7%）を占めていることから、事業場内の整理整頓などの基本的な安全対策に加え、転倒危険箇所（階段・段差箇所・勾配変化箇所等）への表示及び転倒危険箇所マップの作成などの「危険のみえる化」を図ること。

3 10月1日から展開する「山形ゼロ災3か月運動・2018」に参加し、経営トップの安全宣言、安全パトロールなどの無災害運動に取り組むこと。

4 本年当初（平成30年1月と2月）に冬期型災害（凍結面での転倒、スリップによる交通労働災害等）が多発したことを踏まえ、12月15日から展開する「冬の労災をなくそう運動」により、凍結面での転倒災害等の防止に取り組むこと。